

# 中国人の「家計簿」から見た国民生活

## ～家計債務リスクと貧富の差に注目

中国投資銀行部  
中国調査室

### メインピックス..... 2

#### 中国人の「家計簿」から見た国民生活～債務リスクと貧富の差に注目 ..... 2

- ▶ 中国経済が高度成長から「新常态」に入り、経済成長が鈍化することは、国民所得と生活水準を持続的に向上させることにさらなる挑戦をもたらした。民生分野においては、所得配分統計システムの欠陥や所得配分制度の不健全といった従来の課題に加え、国民所得増加率の縮小による家計債務リスクの蓄積と所得格差問題も重視されるようになってきている。過重な債務や過大な所得格差は個人消費の低迷につながり、「消費牽引型」経済成長の実現に不利になりかねないことから、国民家計簿の実態を把握し、家計部門のリスクを防止することが経済成長維持に対して不可欠である。
- ▶ 中国国民の家計簿を見ると、今までの経済発展における構造的な問題が分かってくる。2003～2007年までの高度成長期には、国民所得が大幅に改善された一方、労働分配率は逆に低下し、貧富の差も拡大していた。2008～2009年の金融危機以降、経済発展のモデル転換と構造改革が進められるに伴い、労働分配率と貧富の差の状況は改善されつつある。ただ、4兆元刺激策の影響が長引き、過剰流動性、不動産市場の過熱により、家計部門の債務規模が顕著に拡大することが新たな課題として浮き彫りになった。家計部門債務率の上昇に加え、2016年に入ってから、国民の所得増加率の縮小が顕著になったことが、消費牽引型経済成長の実現に対して新たなチャレンジとなっている。

### 君合の中国法コラム..... 9

#### 外商投資企業の設立及び変更の届出管理に関する暫定弁法の修正に関する決定 ..... 9

- ▶ 2017年7月30日、商務部は「外商投資企業の設立および変更の届出管理に関する暫定弁法」（以下、「旧弁法」という）の修正に関する決定（商務部2017年第2号文。以下、「新弁法」という）、及び「外商投資企業の設立および変更の届出管理の関連事項に関する公告」（商務部2017年第37号文。以下、「37号公告」という）を同時に発表した。新弁法では届出制の適用範囲が拡大され、外商投資企業の設立、変更時の手続き上の負担がさらに軽減された。本稿では、新旧弁法の相違点や新弁法の外商投資企業への影響などについて解説する。

### BTMUの中国調査レポート(2017年8～9月) ..... 11

## メインピックス

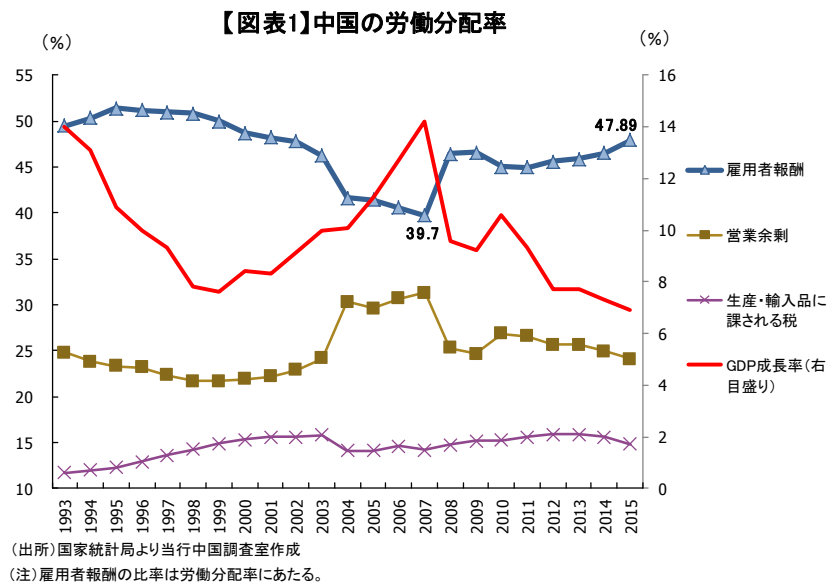
### 中国人の「家計簿」から見た国民生活～家計部門債務リスクと貧富の差に注目

中国経済が高度成長から「新常态」に入り、経済成長が鈍化することは、国民所得と生活水準を持続的に向上させることにさらなる挑戦をもたらした。民生分野においては、所得配分統計システムの欠陥や所得配分制度の不健全といった従来の課題に加え、国民所得増加率の縮小による家計債務リスクの蓄積と所得格差問題も重視されるようになってきている。過重な債務や過大な所得格差は個人消費の低迷につながり、「消費牽引型」経済成長の実現に不利になりかねないことから、国民家計簿の実態を把握し、家計部門のリスクを防止することが経済成長維持に対して不可欠である。本稿では、国民の所得・支出及び賃金水準の発展状況を紹介したうえで、家計部門の債務状況と貧富の差について詳しく分析する。

## I. 国民所得・支出と賃金水準

### 国民所得

一国の経済成長の成果がどれほど国民所得の増加と国民生活水準の向上に寄与できたかを見るには、労働分配率<sup>1</sup>がよく使われている。先進国と比べて、中国の労働分配率が比較的低いことが問題視されてきた。たとえば、日本の労働分配率は高度成長期においても70%前後に達していたが、中国では、90年代に労働分配率は50%前後でそもそも低水準であったが、2003～2007年までの高度成長に伴い、逆に39.7%まで低下した。リーマンショック以降、中国の労働分配率は「高度成長」以前の水準に戻った形となったが、依然として50%未満で推移している。



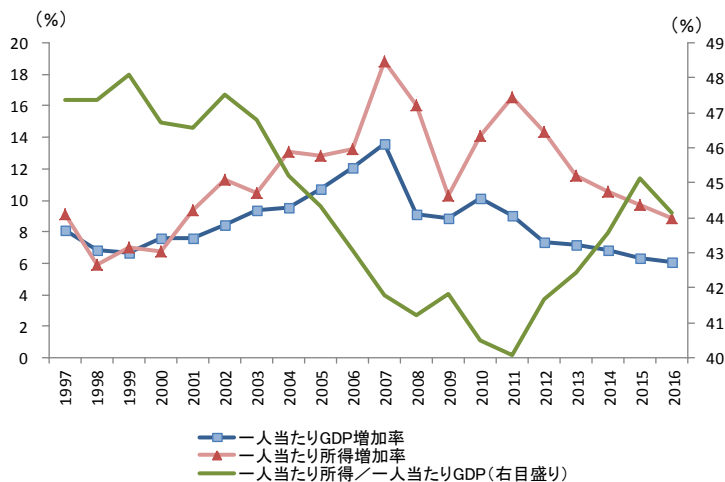
この問題を受けて、「十二・五」計画(2011～2015年)は、国民所得の増加率がGDPの増加率を上回るという目標を掲げ、中国における労働分配率を向上させることを明確化した。「十三・五」計画(2016～2020年)においても、「2020年までに、国内総生産(GDP)と全国民の一人当たり所得を2010年比で倍増する」という目標を提起し、経済発展とともに、国民所得の増加と生活水準の向上を強調した。

2016年までの実績を見ると、2016年の全国国民一人当たりの可処分所得は2万3,821元で、2010年と比べ

<sup>1</sup> 労働分配率は「人件費/付加価値」で計算され、企業が新たに生産した付加価値全体のうち、労働者に分配された比率を表す。すなわち、企業活動が生み出した富のうち、どれだけが働き手の取り分となっているかを示す指標である。

て 62.6%増加した(価格要因を除いた実質増加率)。この実績を土台に、2017~2020 年における年平均増加率を 5.3%以上に保てれば、2020 年の国民所得を 2010 年の 2 倍に引き上げるという目標を達成することになる。図表 2 が示しているように、2009 年以降、所得の成長率は GDP の成長率を大幅に上回るようになり、一人当たり所得対一人当たり GDP 比率は 2011 年の最低値から上昇し続けていた。ただし、2016 年には、一人当たり所得の増加幅の縮小により同比率は再び低下に転じた。

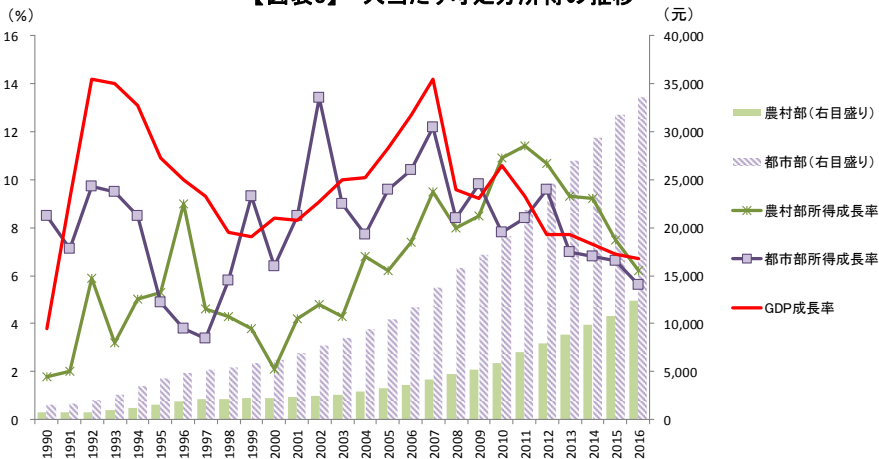
【図表2】一人当たり所得と一人当たりGDPの推移



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

農村部・都市部別でみると、2003~2007 年の高度成長期において、農村部と都市部所得の成長率はともに GDP の増加率を下回っていた(図表 3)。2012 年に中国経済が「新常态」に入ってから、農村部一人当たり可処分所得の増加率は GDP を上回るようになったのに対し、都市部は 2013 年から連続で GDP 成長率を下回っている。しかし、2016 年には、農村部の所得増加率の低下が顕著であり、GDP 伸び率を下回るようになった。

【図表3】一人当たり可処分所得の推移



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

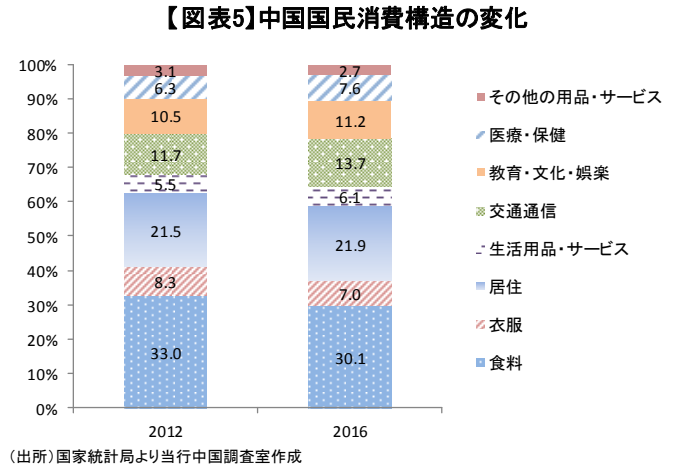
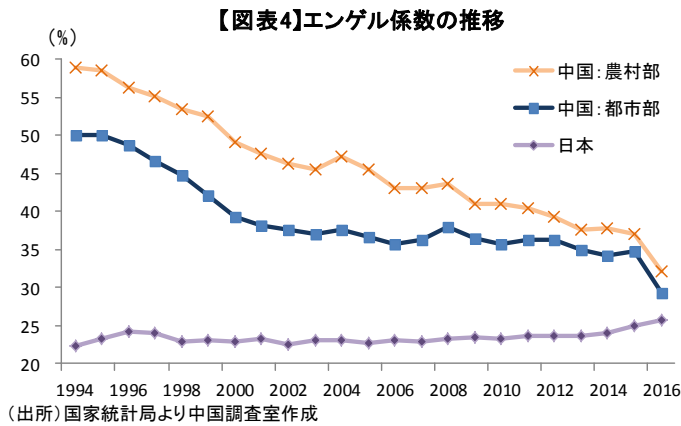
全国一人当たり所得は都市と農村の平均所得にそれぞれの人口をかけて算出したものである。2011 年、一人当たり所得の成長率は 16.6%に達した一方、都市と農村はそれぞれ 11.4%、8.4%に止まった。その後も、この傾向が続いている。全国ベースの平均所得伸び率はそれぞれ、農村部や都市部を上回った原因としては、農民所得の高成長と都市人口割合の増加という 2 つが考えられる。

### 国民支出

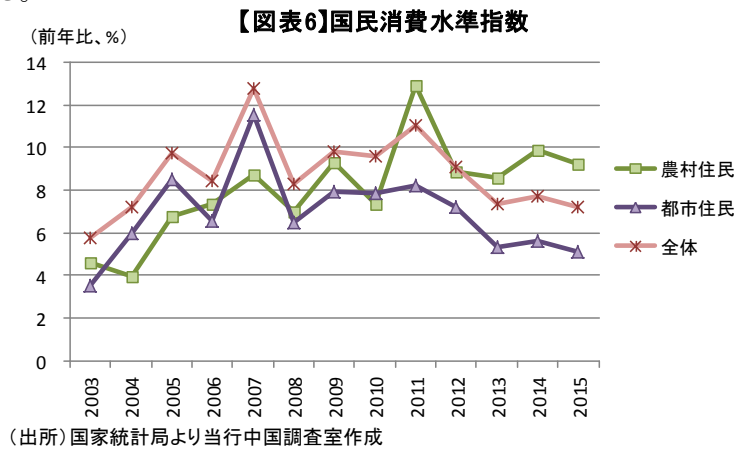
エンゲル係数は消費支出に占める食料費の割合であり、一般的には、エンゲル係数が低いほど生活水準が高いとされている。国家統計局によると、2016 年の一人当たり食料費支出は 5,151 元で、消費支出に占める割合(エンゲル係数)は 2012 年の 33.0%から 30.1%まで縮小した。そのうち、都市部のエンゲル係数は 2016 年に 29.3%まで低下し、初めて 30%を割った(図表 4)。エンゲル係数だけを見ると、都市部の生活水準は先

進国である日本との距離が大幅に縮まったといえる。

図表5の国民消費構造の変化をみると、交通・通信、教育・文化・娯楽、医療・保健といった分野における消費増の増加が顕著で、2012年から2016年までの4年間でそれぞれ、2ポイント、0.7ポイント、1.3ポイント拡大した。国民消費構造のレベルアップが着実に進んでいることが分かる。



投資牽引型の高度成長を実現した中国は新たな段階に入り、これから、労働分配率の上昇で経済成長の成果がより多く国民に配分されることが国民所得の増加と生活水準の向上につながり、これによる消費構造のレベルアップを通じて、「消費牽引型」経済成長へのモデル転換が進められるようになっている。特に、農民所得の上昇率が都市部を上回り、農村と都市間の過大な格差が改善され、中間層人口の増加と消費促進に対する効果が期待される。



しかし、金融危機以降の4兆元刺激政策の効果で急上昇した国民所得は2012年以降に減速に転じ、経済発展モデルの転換に新たな課題をもたらしている。4兆元刺激政策による過剰流動性は実体経済のレバレッジ比率の上昇を招いた。2016年末に、政府部門、家計部門、非金融企業部門のレバレッジ比率はそれぞれ46.0%、50.6%、141%となっているが、世界的に見て中国の家計部門のレバレッジ比率はそれほど高くないとして、家計部門の負債を適度に増加させることによって刺激するという見方があるが、医療や養老といった社会保障システムが整っていない中国では、その刺激効果がどれほどあるのかについては検証する必要がある。

以下では、中国における所得格差改善の進展、家計部門負債の内訳について具体的に分析する。

## II. 所得格差の縮小

金融危機以降、経済低成長と所得格差の拡大が併存し、世界範囲で貧富の差に対する改善が進められている。特に、貧富の差の拡大は新段階の世界経済発展に対して大きなリスクであるという認識が強まりつつあ

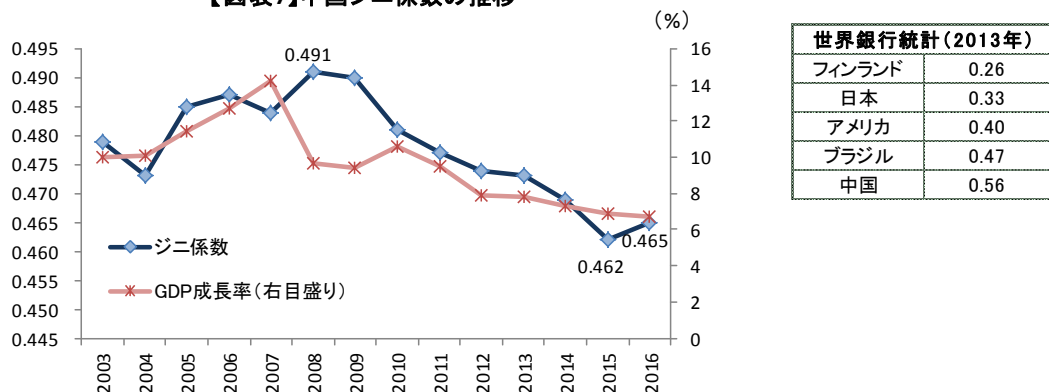
る。中国においても、貧富の差の問題、特に都市と農村における大きな所得格差は経済・社会発展を促進するに当たり、無視できないリスクといえる。

2016年10月に発表された「重点集団の活性化による国民増収への促進に関する実施意見」は技能人材、科学研究者、創業者、企業経営者といった7つの分野の個人所得を向上させるよう求めた。この「意見」は「中間層割合の拡大」を目標として明白に提起したことから、中央政府は貧富の差問題の解決に注力する姿勢が見て取れる。

### 個人・家計レベルの所得格差

一人当たり所得レベルの格差をジニ係数で表すことができる。図表7を見ると、中国国家统计局の統計では中国のジニ係数は0.46~0.50の範囲で推移しており、2003~2007年の高度成長において、所得格差も拡大する傾向にあったことが分かる。2009年以降は6年続けて縮小してきたが、2016年には小幅に拡大し、社会安定の警戒ラインの0.4を依然として上回っている。一方、世界銀行の統計では、中国の2013年のジニ係数は0.556となっており、世界的に見れば、所得格差が大きい方である。

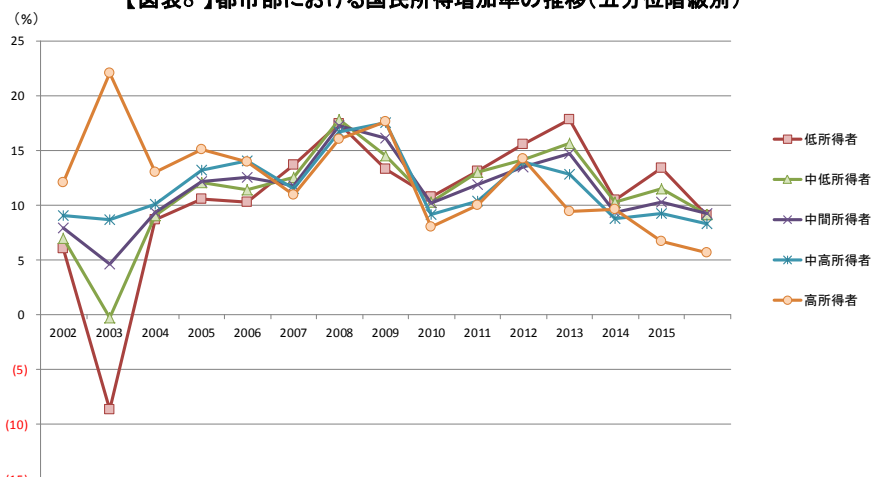
【図表7】中国ジニ係数の推移



(出所) 中国統計局より当行中国調査室作成

都市部の平均所得を五分位階級別で見ると、2006年までは、低所得者から高所得者への順で所得増加率が高くなっていった。すなわち、所得が高いほど、所得の増加率も高いという状況であった。この現象は同じ時期におけるジニ係数の上昇傾向を裏付けている。金融危機以降、低所得者と高所得者の所得増加率の順位は以前とは真逆になり、高所得者の所得上昇幅は顕著に縮小している。

【図表8】都市部における国民所得増加率の推移(五分位階級別)



(出所) 国家統計局より当行中国調査室作成

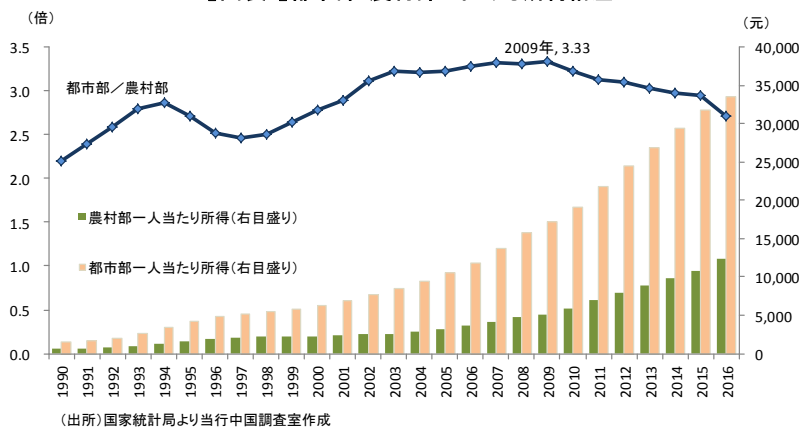
(注) 五分位階級は、所得の低い方から順次に並べ、人数を五分分して作った5つのグループである。たとえば、高所得者は全体において所得が上位20%の人を指す。

<sup>2</sup> ジニ係数は社会における所得分配の不平等さを示す表で、0に近いほど格差が少ない状態となる。一般的には、ジニ係数が0.4以上は社会安定性の警戒ライン、0.6以上は危険ラインとされる。

### 都市・農村住民所得格差

中国では、都市部と農村部の経済格差が大きな課題とされてきた。都市部と農村部における一人当たり所得の格差は経済格差の表れの1つである。2009年に、都市部一人当たり所得対農村部の一人当たり所得比率は最高の3.33倍に達した後、7年間で低下し続けている(図表9)。2016年に、当該比率は2.7倍まで低下した。図表3が示したように、農村部所得の増加率は都市部を大幅に上回ったことが、都市部・農村部における所得格差の縮小に寄与したと推測できる。ただし、2014年から、農村部所得の増加率が縮小し始めており、この傾向が続けば、都市部と農村部の所得格差は再び拡大に転じる可能性がなくなることはない。

【図表9】都市部・農村部における所得格差



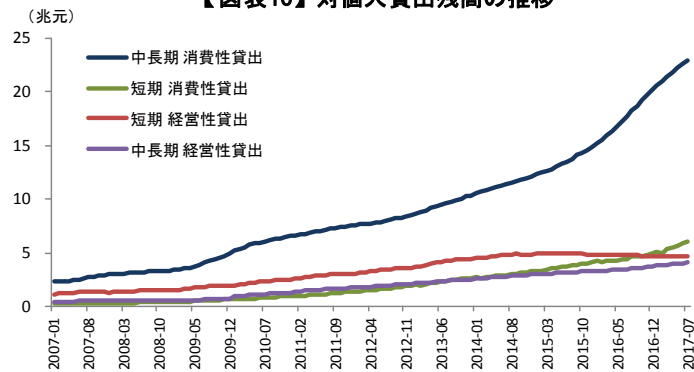
## Ⅲ. 家計部門のレバレッジの上昇

### 家計部門負債の構造～住宅ローン、短期消費性貸出が増加

家計部門の負債は主に金融機関による貸出となっており、短期貸出と中長期貸出に分けることができる。そのうち、中長期貸出の割合が比較的に高い。さらに、中長期貸出を消費性貸出と経営性貸出に分けて見ると、中長期貸出に占める消費性中長期貸出の割合が2014年の83%から現在の87%まで拡大した。この消費性中長期貸出は主として住宅ローンや住宅積立金ローンなどの不動産関連の貸出である。

2015年下半期から、不動産購入の活発化によって住宅ローン規模は急速に拡大したことから、新規個人住宅ローンが個人中長期貸出に占める割合が82%から2016年第3四半期の90%まで拡大した。個人住宅ローンの急上昇が消費性中長期貸出を大幅に押し上げた(図表10、11)。2016年10月以降、住宅コントロール政策の影響で、住宅ローンの増加幅が縮小に転じたが、その規模は依然として高水準にある。住宅公共積立金<sup>3</sup>を加えた場合、2017年7月までに、中長期貸出総額は2015年初頭の19兆元から31兆元まで急増した。同時期に中長期貸出が家計負債に占める割合が69.6%から74.7%まで拡大した。

【図表10】対個人貸出残高の推移



(出所) 中国人民銀行より当行中国調査室作成

(注) 本図表では、中長期消費性貸出統計に住宅積立金は含まれていない。

【図表11】対個人新規貸出変化率(2015年7月～2017年7月)

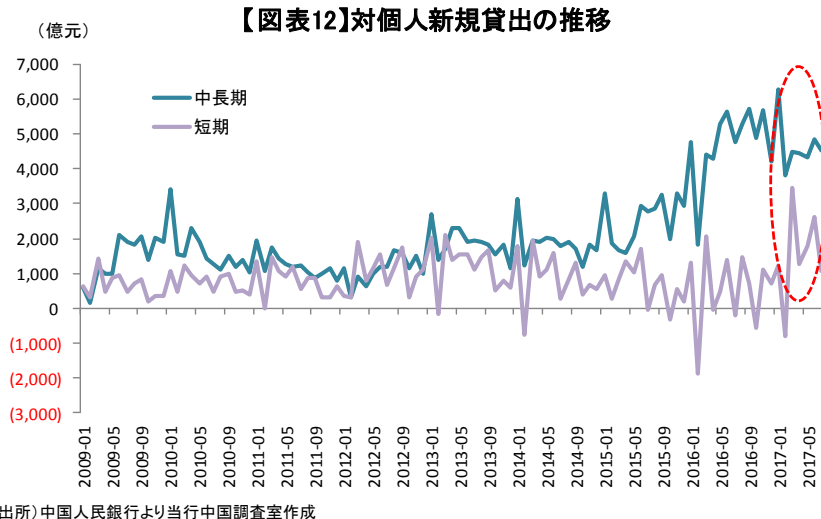
期間別	用途別	
	消費性貸出	経営性貸出
短期貸出	+60.5%	-6.8%
中長期貸出	+70.1%	+29.5%

(出所) 中国人民銀行より当行中国調査室作成

(注) 赤枠表示の部分は主に住宅ローンからなる。

<sup>3</sup> 住宅公共積立金制度は中国の社会保障制度の1つである。各企業・機関とその従業員・職員の両者が前年給与の一定比率をそれぞれ住宅公共積立金管理機構に納付する。従業員個人は住宅購入の際、個人口座の積立金を引き出し、或いは積立金からの借入れを申請することができる。

一方、2017年に入ってから、短期貸出規模の増加も注目を集めている(図表12)。2016年通年の新規個人消費性短期貸出は8,305億元に止まったが、2017年1~7月の新規個人消費性短期貸出は1兆600億元に達し、前年同期を7,137億元上回っており、すでに2016年通年の水準を超えた。また、インターネット金融機関を経由して得た消費性短期貸出は中国人民銀行の統計に反映されていないが、その規模も拡大しつつあり、家計負債の一部と見られる。

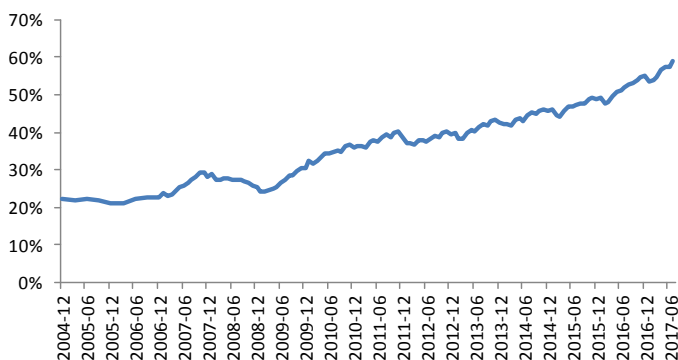


### 家計部門の負債水準

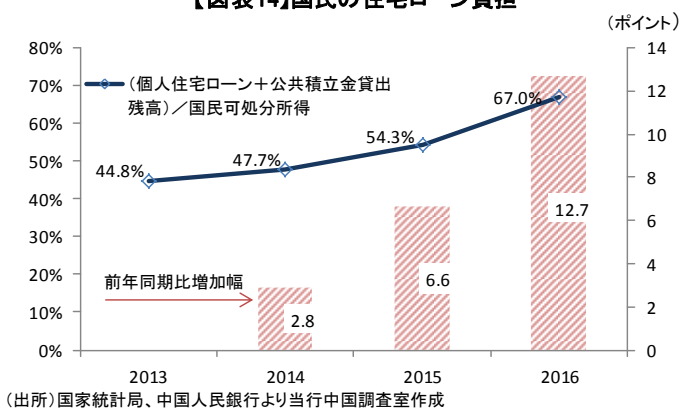
図表13から分かるように、金融危機以降、中国家計部門の貸出残高対預金残高比率は上昇し続けており、2015年に入ってから上昇のピッチが加速している。2014年末の45.7%から2017年7月の59.1%まで大幅に拡大した。この上昇した部分には、不動産市場の過熱による住宅ローンの割合が大きいと思われる。

前文に分析したように、短期消費性貸出も増加している傾向にあるが、全体的に見れば、家計部門負債率の上昇は住宅ローンの急増によるところが大きい。図表14が示したように、2013~2016年に、中国の住宅ローン対所得の比率は44.8%から67.0%まで上昇し、特に2016年の上昇幅は大きく、2015年と比べて12.7ポイント上昇した。

**【図表13】対個人貸出残高／個人預金残高**



**【図表14】国民の住宅ローン負担**



家計部門のレバレッジ比率の上昇も住宅ローンによる割合が非常に高い。社会保障システムの不足、経済成長の鈍化、所得増加の鈍化という背景では、住宅ローン負担が重くなるに伴い、国民が将来に対する不安が強まりつつあり、消費活動を控えるようになる可能性は否定できない。家計部門の債務対GDPの比率(家計部門レバレッジ率)を用いて経済全体の視点から家計部門の債務水準を見ると、2016年末時点で、中国の家計部門レバレッジ率は50.6%である。同時期の米国、日本、英国の家計部門のレバレッジ率はそれぞれ79.5%、62.5%、87.6%となっているが、世界的に見ると、中国の家計部門レバレッジ率はまだ高いといは言え

ない。ただし、中国の場合、2012年末から2016年末までのわずか4年間で、中国の家計部門レバレッジ率は14ポイント近く上昇し、リーマンショック前の米国の家計部門債務の上昇速度を上回ったことから、家計債務リスク防止への警鐘を鳴らしている。

中国国民の家計簿を見ると、今までの経済発展における構造的な問題が分かってくる。2003~2007年までの高度成長期には、国民所得が大幅に改善された一方、労働分配率は逆に低下し、貧富の差も拡大していた。2008~2009年の金融危機以降、経済発展のモデル転換と構造改革が進められるに伴い、労働分配率と貧富の差の状況は改善されつつある。ただ、4兆元刺激策の影響が長引き、過剰流動性、不動産市場の過熱により、家計部門の債務規模が顕著に拡大することが新たな課題として浮き彫りになった。家計部門債務率の上昇に加え、2016年に入ってから、国民の所得増加幅の縮小が顕著になったことが、消費牽引型経済成長の実現に対して新たなチャレンジとなっている。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 于瑛琪



## 君合の中国法コラム

### 外商投資企業の設立及び変更の届出管理に関する暫定弁法の修正に関する決定

2017年7月30日、商務部は「外商投資企業の設立および変更の届出管理に関する暫定弁法」(以下、「旧弁法」という)の修正に関する決定(商務部2017年第2号文。以下、「新弁法」という)、及び「外商投資企業の設立および変更の届出管理の関連事項に関する公告」(商務部2017年第37号文。以下、「37号公告」という)を同時に発表した。新弁法では届出制の適用範囲が拡大され、外商投資企業の設立、変更時の手続き上の負担がさらに軽減された。本稿では、新旧弁法の相違点や新弁法の外商投資企業への影響などについて解説する。

#### I. 外国投資家による中国国内企業の企業買収

##### 1. 旧弁法

旧弁法では、外国投資家による中国国内企業の企業買収について特に言及されていないが、2016年10月8日に、国家発展改革委員会と商務部が公布した第22号文によると、「外国投資家が企業買収を通じて企業の設立、変更する場合、現行の関連規定に従い執行する」と明確に規定されている。すなわち、新弁法が施行される前は、外国投資家による中国国内企業の企業買収については届出制が適用されておらず、「外国投資家による国内企業買収に関する規定」(商務部令2009年第6号、以下、「買収規定」という)に従い、許認可制が適用されていた。

##### 2. 新弁法

これに対し、新弁法は、第5条第2項において「買収、吸収合併などの方法により、非外商投資企業の外商投資企業への変更が、本弁法に規定される届出制の適用範囲に属する場合、本条第1項に従い届出手続きを行い、『設立申告表』を提出する」という条項が追加された。また、37号公告第3条によると、新弁法にある「買収」とは、買収規定に規定されている外国投資家による中国国内企業の企業買収を指し、これには持分買収と資産買収の両方が含まれる。

つまり、新弁法の施行により、外国投資家が中国国内企業を買収する場合で、且つネガティブリストに該当しない場合、手続きが許認可制から届出制に変更され、オンライン届出手続きにより設立手続きを行うこととなった。

#### II. 外国投資家による中国国内上場企業への戦略投資

##### 1. 旧弁法

旧弁法では、外国投資家による中国国内の上場企業への戦略投資について言及されていないが、2005年の「外国投資家による上場企業への戦略投資管理弁法」によると、「外国投資家は、商務部の許認可を受ければ、中国国内の上場企業に対し戦略投資を行うことができる。」と規定されている。また、手続き面において、商務部は関連資料の入手後30日以内に初歩的な許可を下さなければならないという規定があるにもかかわらず、実務上は、3ヶ月以上がかかることも少なくない。その上、中国証券監督委員会(以下、「証監会」という)の許可が必要とされるケースにおいては、手続き期間がさらに長くなる。このような手続きの煩雑さが、戦略投資に高い法的リスクと不安定性をもたらしてきた。

##### 2. 新弁法

これに対し、新弁法の第7条によると、「外国投資家による中国国内の非外資系上場企業への戦略投資が、本弁法に規定する届出制の適用範囲に属する場合、証券登記決済機関への登記前、もしくは登記後30日

以内に届出手続きを行い、設立申告書を提出する。……」と規定されている。このことから、今後の戦略投資は届出制が適用されることとなり、手続きの所要期間は、3営業日まで短縮された。また、提出書類については、旧弁法では必要であった直近三年間の監査済貸借対照表、証券会社の意見書または法律意見書などの書類が削除された。新弁法の施行により、外国投資家による中国の資本市場への投資活動がさらに活躍になることが期待される。

### Ⅲ. そのほかの変更点

#### 1. 実質的支配者の持分構築図

旧弁法では、外商投資企業の「実質的支配者」(出資関係だけでなく、契約関係またはその他取り決めにより、外商投資企業の経営活動を支配している者を指す。中国語では「最終実際控制人」という)の開示を要求されたが、その開示内容は実質的支配者の国籍又は登録場所、証明書番号等に限定されていた。新弁法では、実質的支配者の持分構成図も開示する必要があり、その意図は、政府が外商投資企業の「出所」を把握し、(実質的支配者が国内投資家である場合の)国内資産の不正流失を防止することにある。

#### 2. 海外企業の持分を対価とする支払い方法

新弁法第8条第8項によると、外国投資家が海外企業の持分を対価として中国国内企業への支払いを行う場合、中国国内企業の海外投資に該当することから、届出手続きを行う際に、海外企業の持ち分を取得した国内企業の「企業海外投資証書」を提出する必要がある。つまり、かかる場合には、届出手続きを行う前に、海外投資に関する「企業海外投資証書」の取得手続きを完了していなければならない。

### Ⅳ. まとめ

新弁法は届出制の適用範囲をさらに拡大し、手続きの所要時間を短縮し、外国投資家に利便性をもたらす一方で、商務管理部門が今後許認可制を取りやめることから、関連契約の発効条件や、関連取引の完了条件などにつき、契約の交渉・締結段階において適切な取り決めを行う必要がある。なお、手続きが必要となる変更事項が増加するため、企業がより頻繁に変更届出手続きを行う必要が出てくる可能性があり、日常的な企業経営においては逆に手続きが煩雑になることが懸念される。また、商務部がこれより前に「外商投資企業の設立及び変更届出に対する監督検査業務の徹底に関する通知」を公布し、外商投資企業及びその投資家の届出手続き履行状況、届出情報の真実性、完全性などについて定期的に抜き取り検査を行い、検査の結果が不合格であれば、行政処罰が下されることとなった。よって、企業経営において、変更事項が発生した場合は、適時届出手続きを完了させることに日頃から留意しておく必要がある。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません)

#### 謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



---

## BTMU の中国調査レポート(2017年8~9月)

---

- BTMU CHINA WEEKLY 2017/8/31  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j6zqqz514mH6cdaecc0lid0j6zqtbdbxl>  
国際業務部
- 経済見通し (2017年8月)  
<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2017/index.htm>  
経済調査室
- BTMU 中国月報第139号 (2017年8月)  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j6lt3p28sxH5f9afa6blid0j6lt5cxtjl>  
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214